

看護学生奨学金制度について

医療法人惇慈会

令和3年8月1日改訂

看護学生奨学金制度について

医療法人惇慈会（以下「法人」という。）の看護師の雇用を促進するため、保健師助産師看護師法（※注1）第21条第1号に規定する大学又は第21条第2号に規定する学校（以下「養成施設」という。）に在学中または入学予定の学生で、看護師の資格を取得後直ちに、当法人での就業を希望する方に対して、下記の通り、看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与します。

※注1

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）より抜粋

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

記

1. 奨学金貸与対象及び貸与期間

奨学金には、学業支援と生活支援があります。

（1）学業支援

- 養成施設における入学金及び入学から正規の修学年間の授業料、施設設備費、実習費等の全額を貸与します。教材費、学生研修費、学生保険、健康診断料等は自己負担とします。
- 貸与項目及び貸与額については、在学する養成施設の定める納付金要項に基づき、当法人にて協議の上、決定します。
- 貸与期間は、入学年度の4月から、卒業する日の属する月までとします。ただし、在学する養成施設が定める正規の修学年限の範囲内とします。新入学生以外については、当法人にて協議の上、指定した月から卒業する日の属する月までとします。

（2）生活支援

- 学業支援のほか生活費等の支援として、生活支援金を貸与します。

生活支援金：月額 50,000円

- 貸与期間は、入学年度の4月から、卒業する日の属する月の翌月までとします。
ただし、在学する養成施設が定める正規の修学年限の範囲内とします。新入学生以外については、当法人にて協議の上、指定した月から卒業する日の属する月の翌月までとします。

2. 奨学金の貸与取り消し及び貸与停止

貸与期間中に養成施設より退学処分を受け、学籍を失った等の事由が発生した場合は、貸与取り消し又は貸与停止となる場合があります。

3. 学業支援に係る奨学金の返還免除

学業支援に係る奨学金について、看護師国家試験に合格し、当法人の看護師として、貸与期間と同一の期間を勤務した場合には、返還を全額免除します。

4. 生活支援に係る奨学金の返還

生活支援に係る奨学金について、貸与期間終了前に事前相談を行い、返還計画表を作成します。貸与期間の終了した翌月より、返還計画表に基づく月々の返還額に利子3%分を上乗せした金額を毎月末日までに返還いただきます。なお、返還期間は最長5年間とします。

生活支援金返還額：毎月20,600円（利子3%分600円を含む）

返 還 開 始 年 月：卒業する日の属する月の翌々月より

返 還 期 間：最長5年間

5. 奨学金の一括返還

奨学金の貸与取り消し、看護師国家試験の合格後に看護師として当法人で勤務を行わない等の事由が発生した場合は、その事由が発生した日から30日以内に、奨学金貸与額の全額を当法人へ一括返還する義務を負うものとします。

学業支援に係る奨学金について、看護師国家試験に合格後、看護師として当法人で勤務した期間が貸与期間に満たずに退職した場合は、以下の通り、月割にて計算する金額を当法人へ一括返還する義務を負うものとします。

学業支援に係る奨学金の貸与額 × {(修学月数－勤務月数) / 修学月数}
(例) 貸与額1, 200, 000円、修学年数3年、勤務年数2年の場合
1, 200, 000 × 1 / 3 = 400, 000円

生活支援に係る奨学金については、返還計画表に基づく未返還分の金額全額を当法人へ一括返還する義務を負うものとします。

6. 奨学金貸与期間中の勤務

養成施設の授業期間及び休暇期間に、当法人での勤務があります。

(1) 授業期間

勤務形態：パートタイマー

勤務職種：看護補助

賃 金：茨城県が定める最低賃金額（時間給）

勤務日数：要相談の上、決定します

勤務時間：1日実働8時間

勤 務 日：要相談の上、決定します

勤務日は予め当法人へ連絡及び調整の上、勤務を行うものとします。

(2) 休暇期間

勤務形態、勤務職種、賃金、勤務時間は授業期間と同様とします。勤務日数及び勤務日は予め当法人へ連絡及び調整の上、勤務を行うものとします。

7. 奨学金貸与の決定

奨学金貸与の決定については、所定の申請に基づき、面接試験等を実施の上、決定します。

上記のほか、当法人の定める「看護学生奨学金規程」に基づき、対応することとします。

以上